

出張 さねトーク～實松市長と気軽に話ませんか～開催要領

1 目的

この要領は、市長と市民が直接対話する「出張 さねトーク～實松市長と気軽に話ませんか～」(以下「さねトーク」)の開催に関し必要な事項を定めることにより、まちづくりの施策に関する「市民の皆さんの声」を聴き、課題の認識・共有を双方で図り、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。

2 対象者

「さねトーク」の申込みができる者は、市民が3人以上で構成する団体又はグループ(以下「団体」という。)とする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 開催の方法

「さねトーク」は、団体からの応募による方法(以下、「応募型」という。)又は市長から団体への申入れによる方法(以下、「呼掛け型」という。)により随時開催する。

4 開催の詳細

- (1) 応募型により開催の希望をする団体は、書面、電話、電子メール、FAXにより、次の事項を明らかにして、開催希望日の原則2か月前までに申込みをするものとする。
また、受付は先着順とするが、希望多数の場合は希望日時が合う団体を優先するものとする。
 - ア 団体名、代表者の氏名、住所及び連絡先
 - イ 開催希望日(第1、2希望日)及び時間
 - ウ 開催場所
 - エ 参加予定人数
 - オ 当日市長と話したい又は説明してほしい内容やテーマ
 - カ その他市長が必要と認める事項
- (2) 開催時間は午前9時30分から午後8時30分までの間の90分を目安とする。
- (3) 開催場所は、任意の場所とする。
- (4) 応募型による開催で、施設の使用料等が発生した場合は主催者側の負担とする。
- (5) 呼掛け型による開催は、市が主催する会議、事業、地域が主催する行事等の場において、市長から主催者に申入れを行い実施する。
- (6) 「さねトーク」において原則、会食等は行わないものとする。

5 開催の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、「さねトーク」を開催しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。
- (3) 市政に対する陳情又は交渉を目的としているとき。
- (4) 単なる個人的な相談や要望を目的としているとき。
- (5) その他市長が「さねトーク」の実施上不適切と認めるとき。

6 庶務

「さねトーク」の庶務は、総務課秘書広報係において処理する。

7 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じて、その都度、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月20日から施行する。